落札者決定基準
（堺市英語教育に関する人材派遣業務）

1　基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市英語教育に関する人材派遣業務事業者選定庁内委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1)　価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2)　技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3)　総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点 （100 点満点）	＝	価格評価点 （30 点満点）	＋	技術評価点 （70 点満点）

(4)　有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五入する。

(5)　総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア　総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合

技術評価点が高い者を落札者とする。

イ　総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合

技術評価点のうち、評価項目「⑥ネイティブ・スピーカーの研修に関する内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ　以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2　価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

価格評価点 ＝ 30 点 ×（ 最低入札価格 / 入札価格 ）

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3　技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1)　評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価のめやす	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2)　項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウエイトを乗じて、項目評価点とする。

(3)　技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4)　技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 35 点未満の場合は、失格とする。

4　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 著しく信義に反する行為があった場合
(4) 契約を履行することが困難と認められる場合
(5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(7) 技術評価点が、上記３(4)における基準点を満たさない場合

別記　評価表

項目	評　価　項　目	評価のめやす	評 価 点	ウエイト	項目 評価点
①　本業務に関する理念と方針	・本業務の目的及び本市の英語教育の方向性を十分に理解し、それらに合致した理念及び方針が示されているか。 ・提案内容から本業務の適切な履行が期待できるか。		点	×1	／5 点
②　公共教育機関との取引実績	・公共教育機関におけるＮＳ派遣業務の実施を有しているか。		点	×1	／5 点
③　業務遂行のための知識・技能	・小中支援学校における業務遂行のための知識や技術を十分有するか。 ・業務遂行上想定される課題への対応方法やノウハウが具体的に示されているか。	5．非常に優れている	点	×1	／5 点
④　業務実施の方法及び体制・スケジュールに関する内容	・業務実施の方法、体制及びスケジュールが、ネイティブ・スピーカーの具体的な校種別確保人数を明示するなどして、適切に提案がされているか。	4．優れている	点	×1	／5 点
⑤　ネイティブ・スピーカーの採用に関する内容	・ネイティブ・スピーカーの採用基準（資格、日本語力、指導経験、豊かな人権感覚、人間関係を構築する力等）や採用方法を明示するなどして、適切に提案がされているか。	3．標準である	点	×2	／10 点
⑥　ネイティブ・スピーカーの研修に関する内容	・ネイティブ・スピーカーの指導力向上に係る派遣前・派遣中の研修（校種別の具体的な指導法、ティーム・ティーチング、指導者としての心構えや姿勢等）について、具体的かつ十分な提案がされているか。	2．やや劣っている 1．　劣っている	点	×3	／15 点
⑦　ネイティブ・スピーカーへのサポートに関する内容	・ネイティブ・スピーカーへの日常のサポートなどの管理体制や欠席、緊急時の対応（連絡体制、授業に支障をきたさない体制）、またフォローアップ体制（学校とネイティブ・スピーカーとの協力等）が確立されているか。	0．記述がない	点	×1	／5 点
⑧　ネイティブ・スピーカーの効果的な活用方法に関する内容	・小学校及び中学校における授業内外での効果的な活用方法等について提案されているか。		点	×2	／10 点
⑨　教科書及び外国語活動教材に関するレッスンプラン等	・本市で使用している教科書及び外国語活動教材に対するレッスンプランや授業で使用する教材について具体的な提案がされているか。		点	×１	／5 点
⑩　本業務における独自の提案・工夫について	・本業務の目的を達成するための独自の提案や工夫が見られるか。また、提案及び工夫について、客観性、実行性、説得力があるか。 ・「堺市イングリッシュ・フェスタ」についての提案がされているか。		点	×１	／5 点
合　　計					**／70 点**